

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所及び川内原子力発電所 設置変更許可申請（標準応答スペクトル<sup>1</sup>の規制への取り入れ））
2. 日 時：令和5年9月19日 13時30分～15時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、天野安全管理調査官、江寄企画調査官、  
宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官※、片桐主任安全審査官、  
熊谷主任安全審査官、藤原主任安全審査官、小野安全審査官※、  
田代審査チーム員、山浦技術参与

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長、他13名

原子力発電本部 原子力設備グループ長※、他9名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

## 6. その他

提出資料：

- （1）震源を特定せず策定する地震動に係る設置変更許可 審査スケジュール（案）
- （2）玄海3／4号炉、川内1／2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請に係る審査 コメントリスト
- （3）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペクトルの規制への取入れに伴う変更）
- （4）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比較表（GSs-1（比較）-1）
- （5）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理（GSs-2-2）

---

<sup>1</sup> 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

- (6) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 伊方発電所3号炉との比較表 (GSs-2 (比較) - 1)
- (7) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について (原子力事業者の技術的能力) <補足説明資料> (GSs-3-1)
- (8) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について (原子力事業者の技術的能力) <補足説明資料> 伊方発電所3号炉との比較表 (GSs-3 (比較) - 1)
- (9) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 補足説明資料 (GSs-4-1)
- (10) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要 (標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う変更)
- (11) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比較表 (SSs-1 (比較) - 1)
- (12) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理 (SSs-2-1)
- (13) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 伊方発電所3号炉との比較表 (SSs-2 (比較) - 1)
- (14) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について (原子力事業者の技術的能力) <補足説明資料> (SSs-3-1)
- (15) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について (原子力事業者の技術的能力) <補足説明資料> 伊方発電所3号炉との比較表 (SSs-3 (比較) - 1)
- (16) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 補足説明資料 (SSs-4-1)
- (17) 川内原子力発電所1号機及び2号機 玄海原子力発電所3号機及び4号機 弾性設計用地震動 Sd の設定の考え方について
- (18) 川内1号機及び2号機 設置許可段階において耐震工事を実施する可能性のある設備に対する既許可の設計方針が変更不要であることの確認について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁田代です。それではこれから、玄海 34 号炉、仙台 12 号炉の設置許可申請、標準応答スペクトルの規制の取り入れに係るヒアリングを開始したいと思います。それでは、玄海の資料からですね、
0:00:13	事業者、九州電力から説明をお願いいたします。
0:00:18	はい。九州電力から伊礼です。それでは玄海川内の、まずコメントリストを先に紹介した後、審査会合資料の変更点について説明したいと思います。
0:00:31	まず、コメントリストの 3 分の 2 ページをご参照ください。
0:00:39	コメントNo.12、
0:00:41	これは概要資料に関わるコメントでして、3 ポツ申請概要について、本文 5 号の主な変更点に、前回のヒアリングでは、SG の形成等について追記されてませんでしたので、
0:00:55	追記することと、他にも修正すべき箇所があれば、あわせて確認をお願いしますということでコメントを受けております。
0:01:03	で、こちらのコメントに対しては、概要資料の 3 ポツ、申請概要について、追記してます。
0:01:10	その他、資料 2 シリーズなんですけれども、設置許可の変更要否の整理というところで、こちら、申請書の官報に対して、
0:01:21	どういった変更を今回行ったかっていうのを記載していますんで、そこにも本文 5 号、同様の記載を追記しています。
0:01:31	申請概要資料については、後程、あわせて説明したいと思います。
0:01:37	それからナンバー 13 番、こちら概要ポイントに対するご指摘でして、参考資料として、設工認の見通しが記載された第 3-2 表、
0:01:49	追記することということで、こちら追記しています。後程説明します。No.14
0:01:55	参考資料として、今回追加する弾性設計用地震動SDと旧基準地震動Sワンのスペクトル比較図を追加することということで、こちら追加しております。
0:02:08	No.15、こちらは基準地震動の表記が一部で全額、
0:02:15	になっていったため、半角に適正化することということで、こちらは許可申請書の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	中で、最新の基準地震動については、半角で表記しているのでこちらの表記に合わせるということで、
0:02:28	概要、パワポの概要資料の中のすべての表記を統一させています。
0:02:33	それからナンバー16、こちら玄海についての概要資料のコメントですけれども、
0:02:38	参考資料のところに、
0:02:42	基準地震動の水平方向と鉛直方向のスペクトル図を表記していました。その時に水平については、
0:02:49	水平については、NS、EWとだけ、表記していたのでその本文との、ちょっとひもづけがわかりづらいというところで、本文に合わせて水平方向、延長方向といった表記に見直しています。
0:03:02	こちら概要資料の説明の中で、また説明します。
0:03:08	それからナンバー18、こちらは添11の補足に関するコメントですけれども、審査を効率化に効率的に進める観点で比較表を撮影することということで、
0:03:21	こちら他の資料同様に比較表、伊方3号炉との比較表を追加しています。
0:03:27	それからナンバー19番、これは設置許可の変更要否の整理に対するコメントです。
0:03:33	こちらは特重の
0:03:36	条文の適合性という観点ですけれども、特重施設の地震に対する頑健性確保の前提として、基礎地盤周辺斜面の安定性の考慮がなされていることがわかるよう、
0:03:49	今回追加する、 $S_s$ に対する安定性評価結果を引用した上で充実化することというコメントを受けております。こちらにつきましては限界について、
0:03:59	安全安定性評価の会合は概ね了となっておりますので、
0:04:06	その最初、滑り安全率が評価基準値に対して余裕を有していることを数字で示した上で、後、ご提出させていただいております。
0:04:16	川内につきましても、安定性評価が終了次第、資料提出しようと思っております。
0:04:23	それから、3分の3に移ります。
0:04:28	ナンバー20について、こちら前回
0:04:31	9月12日のヒアリングで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:35	S D弾性設計用地震動について説明した際のご指摘です。
0:04:40	弾性設計地震動S Dについて、今回申請、
0:04:44	今回追加するものの係数を0.5とした理由、それから既許可において、係数0.5を採用した経緯、
0:04:52	さらに、すでに追加によって、地震発生後の点検に関する運用に影響があるのかどうかというところを、説明することという、ということでコメントを受けます。
0:05:03	こちらについては、
0:05:05	コメント回答資料ということで、ナンバー20の回答資料を作成しているんですけども、こちらのエッセンスについては、介護資料の35スライドに、要点を整理しておりますので、こちら介護資料の
0:05:17	川内のですね、介護仕様を説明する際に、説明したいと思えます。
0:05:23	それからNo.21、こちらは、設計方針が変更ないことの定量的な説明ということで、川内について、作成した資料についてのコメントです。
0:05:35	内容としては仙台の補強成立性を玄海の設備を用いて説明していることから、わかりやすくフロー図を用いて説明することというふうになっております。
0:05:48	こちらについてもコメントNo. 21の回答資料にフロー図を追加しているんですけども、
0:05:54	2、ナンバー20同様、介護パワポの参考スライドにエッセンスとして要点を整理しておりますので、こちらあわせて介護資料で説明したいと思えます。
0:06:04	コメント資料については以上です。
0:06:13	規制庁タシロです。説明ありがとうございます。
0:06:16	このコメント回答について何かコメントある方いらっしゃいますでしょうか。
0:06:43	規制庁の江崎です。
0:06:45	20番のコメントについては、
0:06:48	いわゆる
0:06:52	ケース0.5。
0:06:53	として、
0:06:55	もそう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:57	S Dとしての成立性があるかどうかという事は困るほど読み取れるんですけど、
0:07:02	逆に 06 とした場合、
0:07:06	いや、割とその成立性がないというか不都合な点で不都合というのは不合理な点ついたら、前は、
0:07:13	についても整理してくださいという話が入ってるんですが、
0:07:16	一応コメントはこういうコメントですけど、回答にはそれが入ってるってことでよろしいですか。
0:07:22	はい。九州電力伊礼です。
0:07:24	えっとですね、0.6にした場合、その不合理な点について整理してくださいということで、コメントいただいて、我々もちょっと検討したんですけども、
0:07:35	結論から言うと 0.6 にしても不合理な点というのは、ありません。で、
0:07:42	今回 0.62、0.5 にした経緯、経緯を資料にまとめているんですけども、0.5、0.6 を比べた場合、
0:07:52	0.6 がその合理性に劣るという点で、0.5 が妥当だという整理しています。なので 0.6 にした場合に、
0:08:02	例えばその島根のような、設計にかなり
0:08:08	影響が大きいという観点では言えないという点で、0.5 を 0.5 が今回妥当だから、前後にしたという整理をまとめています。
0:08:18	後程詳しく説明させていただければと思います。
0:08:24	その辺をちょっとまた後で説明は、
0:08:26	詳しく聞きたいと思います。以上です。
0:08:32	規制庁藤原です。1点だけコメントリストのナンバー19で、これは、
0:08:37	なんすかね。記載したっていうふうに書かれている内容についてこれ資料のどの資料に、
0:08:44	何ページに書いてあるか、いや、別に何か、
0:08:47	ちょっと内容があれなんで、
0:08:50	ちょっと質問してもいいですか。
0:08:55	あとですね今回、ヒアリングにかけている資料にはないんですけどもはい。
0:09:01	はい。
0:09:02	規制庁藤原ですわかりました。はい。私は以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:10	規制庁田代です。他に質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:09:16	なければ次の玄海の概要説明資料ですかね、ご説明をお願いいたします。
0:09:22	はい。九州電力入江です。そしたら介護資料の介護者概要説明資料ということでまず限界を説明した後に、
0:09:32	千田イワサ分説明していこうと思います。玄海について、
0:09:39	前回からの修正点を説明いたします。
0:09:42	まずは、
0:09:45	5 ページ。
0:09:46	スライド 5 ページ目ですけれども、
0:09:50	コメント、前回コメントを踏まえまして、赤字にしている部分、弾性設計用地震動と、9、
0:09:58	基準地震動 S ワンの比較を追加していますこれ、ちょうどスライドをめぐってって説明します。それから、
0:10:07	設計方針に、
0:10:09	確認、
0:10:11	こちらはですね 3-2 表というところで設工認の見通しを書いた表を、参考資料 4 として追加しております。
0:10:21	ということで、めぐってまた説明します。
0:10:26	それから、6 ページ目。
0:10:29	になりますけれども、
0:10:31	3 ポツ申請概要というところで、前は、その本文 5 号のところに、S s の追加のみを記載していたんですけども、今回本文 5 号の記載を、弾性設計用地震動 S D のケースを、
0:10:44	0.5 を追加するというところで変えてますので、その旨を追記しています。
0:10:49	それから、テンロク食うのところは動きということで S3 から 6 に修正しています。
0:10:55	それから、添付資料 8 の記載については、本文 5 ごとの表現を合わせたというところで、前回から追記していたんですけども表現を、本文 5 に合わせています。
0:11:07	続きまして、
0:11:11	ナンバーすいません、21 ページ。
0:11:16	21 ページのスライドでは、前回から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:21	スペクトルの図を載せていたんですけども、コメントとして二つ受けております。一つが、水平方向と鉛直方向の表記を、
0:11:31	追加することということで、本文と対応するように追記してます。それからもう一つは黄色で、周期対応。
0:11:39	ハッチングしているんですけどもここが、この周期体が現行の包絡派を超える周期体というところで、わかるように明示しています。
0:11:51	それから、
0:11:55	27 ページ。
0:11:59	27 ページについては、参考資料 3 ということでこれ丸々追加したスライドです。中身としては、弾性設計用地震動 S D 6 と基準地震動 S ワンのオートスペクトルの比較を載せています。
0:12:12	赤が旧एसワンの基準地震動で、青が今回追加するものということで、今回、青が赤を完全包絡しているという図を示しています。
0:12:26	それから、次の 28 ページ。
0:12:29	28 ページがですね、3-2 表というところで、一番右側に設工認の見通しというところで、許可のまとめ資料に、
0:12:39	評価結果が載っている設備について、設工認の見通しを記載したものです。
0:12:48	限界については、以上です。
0:12:52	川内について、
0:12:54	川内についても同様にですね。
0:12:57	追記箇所を説明していくと。
0:13:00	ナンバー 5 ページ目が、先ほど言った参考資料の呼び込みを追記したところですね。
0:13:09	それから、
0:13:11	すみませんちょっと、
0:13:12	6 ページ、6 ページも前回と同様に本文 5 号について、弾性設計を地震動 S D Ⅲ の設定について記載しています。
0:13:23	それから、
0:13:24	21 ページ。
0:13:27	21 ページは、スペクトルの図を示しているんですけども、こちらについては、黄色ハッチングによって超過収益体が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:37	現行の f o r ナカに対する超過収期待がわかるように明示しています。
0:13:44	それから 26 ページ。
0:13:48	すいません 27 ページが、
0:13:52	弾性設計地震動と旧基準地震動 S ワンの応答スペクトル比較ということで、
0:13:59	マーカーに対して青が包絡している図を示しています。
0:14:03	それから、28 ページからが、3-2 表ということで、
0:14:08	ここに関しては、既許可のまとめ資料に評価結果が載っている設備の設工認の見通しが 2、一番右に記載されてる表になってます。
0:14:19	ここまでが限界と同じなんですけれども、
0:14:24	49 ページ参照ください。
0:14:28	49 ページ以降が、今回の玄海説明資料との差分になるので、少しちょっとゆっくり説明します。
0:14:37	参考資料 7 については、
0:14:40	設計方針が変更不要であることの確認という、定量的な説明の要点をまとめたスライドです。これ 3 枚ものになっております。
0:14:50	で、江藤 49 ページについては、
0:14:53	9 月 12 日のヒアリングで説明した内容なので、簡単におさらいをしますと、
0:15:01	仙台について、既許可の設計方針が不変更不要であることについて、定量的に確認しておりますということで矢羽根を、
0:15:11	見ていただくと、
0:15:12	まず、仙台 12 号機の新規制工認以降の設工認申請書に評価下結果が記載された施設を対象として網羅的に抽出しています。
0:15:23	その結果、配管を含めた中に設備が、補強の可能性がある設備としてピックアップされています。次の矢羽根で、抽出した設備について、
0:15:36	地震動レベルの大きい玄海サイト、
0:15:39	こちら現行の基準地震動が大きい限界。
0:15:43	を参照して、同様の設備の支持構造物を参考に検討しているというところです。
0:15:51	下の図を見ていただくと、わかりやすいんですけども、一番左が現行の仙台のタンク A となっていて、その右側が、真ん中が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:02	支持構造物を、より
0:16:06	頑健なものにしたものです。それを頑健なものにした姿というのはその限界を参考にしているという図を示しています。
0:16:17	次のページ、50 ページが、前回のコメントを受けて追加したスライドでもあります。
0:16:25	で、このスライドについては
0:16:28	どのように補耐震の成立性を
0:16:31	他のかというところで、
0:16:35	まず、母数を抽出するところから、耐震成立性を整理したところまで、フローで示しています。
0:16:43	簡単に左上から説明しますと、まず設工認対象設備を網羅的に仙台が確認しています。
0:16:51	確認した上で、現行の裕度と、基準地震動の超過割合、今回追加する地震動の超過割合を比べて、
0:17:02	というのが、下回る場合は、補強の
0:17:05	可能性がある設備の検討を1個進めます。ということで下に進めます。
0:17:11	次に、民間実績のある手法、これは精緻化と書いていますがけれども、例えばその1つのは失点とか、スⅢDモデル化することなどによって、
0:17:22	耐震性率が評価によって確保できるかどうかを判断しています。
0:17:27	ノーの場合は、
0:17:28	検討1個先に進めます。
0:17:32	これでノーになった設備が、
0:17:35	次の51ページの表に記載された中に設備となっています。
0:17:40	で、フローの右上に進むと。
0:17:44	限界サイトを参照した上で、
0:17:48	川内と同様の本体個本体の仕様を持っているような見解設備があるかというのを確認しています。ノーの場合は、個別に検討すると、下に落ちるんですけども、
0:17:59	こちら51ページにおける分類A2回相当します。
0:18:05	それから、玄海に、
0:18:07	川内と同様の設備がある場合は、イエスということで、右側に落ちていきます。
0:18:11	で、右側に落ちていった場合は限界の裕度。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:15	これとその限界の崩落はと、川内の超過率を比べて、玄海の設備を参考に、耐震成立性を検討していると。
0:18:26	こちら、分類Bということで、次の51ページの表にまとめています。
0:18:33	検討結果を51ページのスライドにまとめていますけれども、
0:18:37	こちら前回説明したリストとなっております、12設備のうち、復水タンク燃取タンク障壁配管については、個別の検討を行っております。
0:18:48	こちらの細かい説明は、
0:18:50	今回提出している説明コメントNo.21。
0:18:55	説明資料で、詳細には説明しようと思えますけれども、要点としては、こちらにまとめています。
0:19:02	本スライドなんですけれども、その限界サイトについては、基準地震動の、こういう方が1割程度であって、
0:19:10	対象設備が配管、その理由がその補強が否定できないからという理由で、伊方と同様に、配管というのをピックアップしているんですけれども、仙台と違って補機類、具体的な設備は出ていないので、
0:19:24	本スライドについては原価については、追加不要かなと、当社としては今考えております。
0:19:31	それから、52ページ。
0:19:37	52ページについては、弾性設計用地震のS Aの係数設定についてというスライドを追加してます。で、こちらのスライドですけれども、ちょっと大変申し訳ないんですけども限界にも、
0:19:48	追加予定なんですけれども今回ちょっと追加を失念しております、原価についても同様のスライドを追加する予定です。
0:19:57	で、文字が多くて恐縮なんですけれども、まず一つ目のマルというところで、弾性設計用地震動S Dの設定にあたっては、
0:20:07	弾性石油地震動の役割、それから、旧耐震指針における、エスワンが果たしてきた役割。
0:20:16	及びJ E A G 4601における地震の発生確率について、それぞれ考察した上で、
0:20:23	新規制当時に、0.6を設定した経緯も踏まえた上で、今回、0.5を設定することが妥当であると判断しています。
0:20:33	で、まず、考察について、括弧123ということを書いていきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:38	まず、(1) 弾性設計用地震動の役割に対する考察というところで、少しちょっと長くなりますけれども、
0:20:46	弾性限界状態は、
0:20:48	基準地震地震動が、施設に及ぼす影響、それから状態を明確に把握することが可能な状態であって、施設が全体的に弾性設計用地震動SDによる地震力に対して、
0:21:02	概ね弾性限界状態にとどまることを把握することで、
0:21:06	基準地震動S <sub>s</sub> による安全機能保持の把握を確実なものにするという役割が、平成18年の耐震設計審査指針に記載されています。
0:21:19	今回0.5にしていますけれども、係数0.5とした場合のSDⅢについては、現行のSD12と同じくらいの大きさとなります。
0:21:30	SD1については、既設購入において、施設が概ね弾性限界状態にとどまるということを確認しておりますので、
0:21:41	係数0.5とした場合のSDⅢについては、
0:21:45	弾性設計用地震のSDの役割を満足すると考えております。
0:21:50	一方でその下、0.6とした場合のSDⅢについては、既往のSD12を上回る周期体があります。
0:21:59	このため、既設設備に対して、大きくなったSDⅢを適用する場合、弾性範囲ではなくて概ね弾性範囲にとどまる。
0:22:09	つまりその弾性限界を超える割合が多くなるという意味で、このように記載していますけれども、
0:22:15	こういった評価を対応せざるをえなくなる可能性がある、その結果、弾性設計の意味を失う可能性があると考えております。
0:22:26	(2)、基準地震動S <sub>湾</sub> が果たしてきた役割に対する考察です。
0:22:32	基準地震動S <sub>ワン</sub> については、この弾性設計地震動SDが規定される前、平成13年以前、
0:22:40	平成18年以前についてはそのA <sub>s</sub> とAクラス施設の耐震性を担保する役割がありました。
0:22:49	で、係数0.5とした場合のSDⅢの応答スペクトルは、基準地震のエスワンを包絡するような大きさになっておりますので、基準地震動Sは果たしてきた役割を十分満足すると考えております。
0:23:03	それから(3) 弱の発生確率に対する考察。
0:23:08	こちらについては、まず前提として耐震設計における荷重の組み合わせについては、J E A G 4601に基づいて、確率的な考慮。
0:23:19	事象の発生確率継続時間と地震の発生確率を踏まえて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:24	事象を組み合わせるかどうかの要否判断がなされています。
0:23:28	このうち、基準地震動SワンでこれはもうSDに相当する地震動ですけれども、この発生確率はJ E A Gにおいて、10のマイナス2乗から、
0:23:38	5×10のマイナス4乗炉年とされています。
0:23:42	現行の評価体系はどうかというと、仙台12号機においては、
0:23:48	既往のSD1の発生確率が10のマイナス3乗から4乗ということで、始まりが1桁小さいんですけれども、十分、
0:23:58	助役よりも小さいものの、荷重の組み合わせにあたっては、保守的に14601のエスワンの発生確率を適用していると。
0:24:08	で係数0.5を下、下0.5とした場合の、今回のSDⅢの発生確率は、明様と同様に、10のマイナス3乗から四条炉年。
0:24:18	このためジャックにおけるエスワンの発生確率に対して、十分な保守的な保守的な考慮がなされていると考えています。
0:24:27	こうした理由を、
0:24:28	踏まえて、0.5が妥当であると判断しています。
0:24:33	また、既往のSD12というところで次の○に移るんですけれども、ここは企業間の経緯を記載しています。
0:24:41	紀陽のSD1については、係数0.5とした場合でも、基準地震動S3を概ね包絡しますけれども、結果的に、係数0.6を設定しています。
0:24:53	既許可において係数0.6を設定した経緯については、新規制対応時において、設置許可審査と設工認審査が並行して進められておりまして、
0:25:05	仙台だけでなく玄海も、
0:25:07	合わせると7羽の検討を同時並行で行う必要がありました。
0:25:12	そのためにその那覇に対して係数の、
0:25:15	誤認防止や、
0:25:18	すでに0.6で検討を進めていたというところもありますので評価の効率化の観点から、玄海同様、一律の係数0.6を設定することとした、していました。
0:25:31	これが経緯です。最後のポツが、地震の運用に関する影響ですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:39	S D3 追加による地震発生後の点検等に関する運用への影響については、総合点減の判断基準が最寄りの気象庁観測点において震度5弱以上、
0:25:53	ということでこれは敷地外のところにある観測点で5弱以上、それから、原子炉のトリップ設定値についても、仙台は160ガルということで、S Dに比べて十分小さいような値になっています。
0:26:07	で、いずれのいずれにしてもその弾性設計を地震動S Dに基づいていないということを確認しましたので、運用への影響はないものと判断しています。
0:26:17	以上が今回の介護資料の変更点です。
0:26:28	ただいまの説明で、質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:26:43	それ。
0:26:44	はい、わかりました。
0:26:50	それでは、先にコメントNo. 21の回答資料ですかね、そちらについてご説明をお願いいたします。
0:27:03	はい、九州電力の堀田ですそしたら見え方コメントNo.21回答資料の方をお願いいたします。
0:27:10	こちらコメントリストにもありましたが、
0:27:14	前回、9月10日の
0:27:16	ヒアリングにおいてフロー図等を用いて、説明の流れが理解しやすいように、
0:27:21	工夫することということで、大きな変更点としましては、下のページ3ページ目の検討フロー。
0:27:28	追加しているものと、1ページ目でそのフローに沿った記載内容として説明を、の文言を修正しております。
0:27:39	1枚目をお願いいたします。
0:27:42	表題に対する線で1号機設置許可段階において耐震工事を実施する可能性のある設備に対する既許可の設計方針が不要であることの説明についてということでご説明させていただきます。
0:27:53	1ポツの概要のところですけども、この資料全体に関しては、赤字で記載しているところが前回9月12日の資料から変更した点になってございます。
0:28:03	1ポツ概要の二つ目のパラグラフで、文言を修正しているんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:09	こちらの資料では耐震工事の可能性のある設備を抽出し耐震安全性を満足する見通しを有することを定量的に示すということで、旧患の設計方針が不要である、変更不要であるということをご説明する。
0:28:23	資料というふうに記載してございます。
0:28:25	それで今回は耐震成立性を説明する、定量的に説明するというふうにしてございましたが、この概要資料の1、一つ目のパラグラフの、最後の方で下線を引いているところにありますが、
0:28:38	これまでのご説明の中でも、
0:28:40	認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、それによって既許可の設計方針を変更する必要がないということをご説明しておりましたので、
0:28:55	それに沿う形で、今回耐震安全性を満足する見通しを有することを定量的に示すということで急患の設計方針が変更不要であるということをご説明する。
0:29:06	というロジックの方がいいと考えまして、ちょっと文言修正してございます。
0:29:11	2 ポツ、種地震工事の可能性の説明を抽出するというご説明をお願いします。こちら先ほど申請概要資料の方でもご説明しましたが、仙台 12 号機の新規制基準以降の、
0:29:22	許可申請書に評価結果が記載された施設を網羅的に確認して、
0:29:26	工事の可能性のある設備を抽出しております。
0:29:30	表検討フロー1 に抽出設備は、A3 横の表 1 の方に記載してございます。
0:29:40	県、こちらの 2 ポツの内容が検討フロー、3 ページ目の検討フローの中では、上半分の耐震工事の可能性のある設備として抽出というところまでに、
0:29:52	該当する内容になってございます。
0:29:55	続きまして 3 ポツの耐震安全性の見通しに係る検討ということで、
0:29:59	3 ポツ 1 検討方針、
0:30:02	ですが、耐震性を確保する支持構造物、こちらは記載の内容は書いていないんですけれども、地震動レベルが大きい玄海の方が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	川内に比べてより耐震性の高い支持構造物を有する設計となっております。
0:30:15	このことから、川内の耐震安全性を満足する見直しを確認する上で、玄海と同様の設備、こちらの宣伝1号機の設を本店の設備仕様と、
0:30:25	基本仕様と大きな差がない設備としておりますが、
0:30:28	その限界の同様、設備等4仕様を有する設備を参考に検討を行うということで記載しております。
0:30:36	3ポツ目の検討方法に具体的な内容を記載しております。
0:30:39	先ほどの2ポツで抽出しました表1に示す工事の可能性がある説明について、今回12号機と、線で12号機の設備と玄海34号機の設備にどういう設備があれば、
0:30:51	川内1号機の設備が委員会の支持構造と同様に、
0:30:57	改造することが可能であるというふうに考えておりまして、以下の通り検討を進めております。で、
0:31:04	こちら3ポツ2の検討内容が、検討方法の検討フローの
0:31:09	下半分の内容になってございます。
0:31:12	(1)で、
0:31:14	仙台12号機の設備と同様の設備が前回34号にあるかというもので、
0:31:21	3ページ目の検討フローの川内と同様設備が限界にあるかでイエスノーを振り分けております。
0:31:27	先ほどもご説明しましたがノーの場合は個別検討により確認と。
0:31:31	イエスの場合は玄海の設備を見に行くこととしてございます。
0:31:36	2ページ目(2)に、
0:31:38	ですが、玄海34号機と同様設備工認の基準地震動 $S_{s1}$ から5に基づく既工認の裕度を確認してございます。こちら検討フローの
0:31:49	先ほどのYESからおりてきた四角枠の限界の同様説明を機構への誘導で融度限界と記載しておりますが、こちらを確認しております。
0:31:59	続きまして(3)で、玄海の設備の一次固有周期における応答比、
0:32:05	こちら玄海34号機の1から $S_{s1}$ から5の崩落後、
0:32:11	今回仙台の新しい $S_s$ さんの音スペクトル比で、こちら
0:32:16	定義として、応答比木カッコ限界、
0:32:19	としております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	こちらの応答比を算出しております。
0:32:24	で、その上で(4)として限界湯の誘導と、頭皮野木括弧限界を比較しまして、
0:32:31	裕度カッコ限界と応答比較限界値以上の場合は、見通しを有するとして、
0:32:37	3ページのキ、
0:32:39	検討フローでYes側に落ちまして耐震安全性を満足する見通しを有すると。
0:32:45	1未満の場合は、能として個別検討により確認するとしておりますが、こちら、結果的に個別検討の部分、ここから個別検討に、
0:32:54	となる部分はありません。
0:32:56	続きましてなお、
0:32:59	復水タンクのエンリータンク障壁を得る配管については、以下の理由により、前回同様説明ないということで個別検討を実施しておりまして、こちらもともと記載してない、いた内容と同様の内容になってございます。
0:33:12	4ポツの検討結果として、表1に示しておりますが、検討の結果いずれの設備も耐震安全性を満足する見通しが入れられたことから、許可の設計方針が変更不要であることを確認してございます。
0:33:26	結果を示す表が、A3横の表1の耐震工事の可能性のある説明に対する、
0:33:33	耐震安全性の見通しとして示しておりまして、
0:33:37	当然県もいろいろご指摘いただきましたが、
0:33:40	縦の二重線の右側が耐震安全性の見通しに係る検討ということで、1ページ目の、
0:33:48	3ポツに、
0:33:50	の検討内容になってございます。二重線の左側は仙台の、
0:33:56	今の設備の状況を示したものになりまして、耐震工事の可能性のある設備を抽出した上で、その設備たちが現状どういった状態かというのを記載している内容が左側になってございます。
0:34:10	1点ちょっと訂正させていただくところがありまして、前回の9月12日のヒアリングで、その真ん中の裕度カッコ限界と記載しているところ、
0:34:19	玄海34号機の設備の現状の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:24	既工認の裕度を記載しているんですけども、
0:34:26	当然か記載していた裕度の数値からちょっと修正してございます。柚木数値が間違っていたというわけではないんですけども、
0:34:37	前回、川内の抽出した設備の最小誘導部位に該当することところ、
0:34:45	抽出してございますというふうにご説明したんですがその御説明がちよっと間違っておりまして、前回の数値は玄海の
0:34:53	この同様設備、冷却材この書式イイダ線等であったりとかの、
0:34:57	その限界の設備としての最小裕度を記載して、
0:35:00	おりましたので、
0:35:02	正しくは、今回の仙台の、
0:35:05	抽出した設備の評価部位に該当する。
0:35:09	誘導ということで、記載をし直しまして、
0:35:13	括弧支持脚であったり、ヨウ素除去薬品タンクの場合は基礎ボルトであったりとして、誘導を記載を見直してございます。
0:35:25	主な変更点に関しては、
0:35:27	以上となります。
0:35:41	規制庁タシロです。説明ありがとうございます。ではコメントN o. 21 今ご説明いただいた内容について質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:36:02	あ、規制庁アノオノさん、お願いします。
0:36:09	規制庁の尾野です。説明ありがとうございます。
0:36:13	中身の話というよりは、
0:36:15	今回、今ご説明いただいた資料で、例えば復水タンクとか、エントリー、
0:36:22	タンクとかですかね、ていうのは、
0:36:25	添付資料で、
0:36:29	少しどういう検討をしたかとかっていうのはわかるようになっていて、先ほどのパワポの参考資料7だと、
0:36:39	衛藤。
0:36:40	51 ページですかね仙台の方。ただ、区分Aと書いてあって、個別検討の結果、見通しありますって書いてあって、ここが、何ていうんすかねまとめ資料がないと、少しどういう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:54	検討したのかわからなくてですね、例えば、復水タンクとか燃取タンクっていうのは、
0:37:02	個別検討の結果、現時点、妥当その認可実績のある弾塑性解析を採用し、
0:37:11	実績がある補強。
0:37:14	工事を採用することにより、耐震安全性を満足する見通しを有するっていう少し
0:37:24	パワポの 51 ページで、分類 A としたやつをですね
0:37:29	まとめ資料側の方の、
0:37:31	添付っていいですか実際にどういう評価をしてるかっていう、エッセンスを少し変えたほうがわかりやすいのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。
0:37:44	九州電力堀田です。衛藤ご指摘いただきました通り、何かしら衛藤 S S を盛り込もうかと思っておりますので、
0:37:50	はい。
0:37:51	対応しようと思えます。
0:37:54	規制庁のです。はい。ありがとうございますまとめ資料、多分今までの
0:37:59	特定施設の審査会合って、
0:38:02	使っていないので、もう少しそのまとめ資料の情報で、書けるところでわかりやすくなるように記載していただけたらと思います。よろしく申し上げます。私から以上です。
0:38:14	規制庁田代です。その他、ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:38:18	藤原さんお願いします。
0:38:21	はい。規制庁藤原です。
0:38:23	この下コメント No.21 回答資料とちょっとパワポの、
0:38:28	関係をちょっと教えて草間記載だけかもしれないですけど、このコメント No.21 回答資料っていうのは、当間なんかの 1 ページとか、定量的に示すとか、会議があって一方パフォーマンスで分かれていない。
0:38:43	まず、認識は多分
0:38:45	パワポ資料でそこまでは一智様は、
0:38:48	9 電として確認した結果をパワポで書いているのかなというふうに理解しましたので、そういうふうに解釈した時に例えば、50%の 50

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ページとかで、この裕度過去限界ごめんなさい。このフロー50 ページ右側のフローの
0:39:03	右シノダイダですかね、裕度カッコ限界、バー応答比限界、
0:39:09	1 以上か。
0:39:11	これが 51 ページに飛んだときに
0:39:15	なろう給電が確認した結果さっきのものと一緒にですね要は、9 年が何を確認してこんな見通しが有するってなったかってのはやっぱ、ここ見えないんですね。ですんで、
0:39:26	もしかしたら要はこれが 1 以上あるから、見通しを有するとか、そういうような流れを多分作らんやちょっとわかりにくいのかなと思いました。本当に私の意見わかりますかね。要は、
0:39:39	ロジックがちょっと今見えづらいと。この内また、このコメント No. 20 回答資料が、どういう位置付けなカッチと私はよくわかんないですけど、少なくともちょっと 9 電が何をしたかちょっともうちょっとわかりやすくした方がいいんじゃないですかね。
0:39:58	九州電力八木です。
0:40:00	江藤ご意見は、解消しました。確かにフローで見ると、限界を参考にした現加入と比べるのに、その結果が見えてこないと。
0:40:12	ただ前回の、ちょっとヒアリングの時に耐震安全性の見通しの検討が、どちらかというと細かく詳細になってて、
0:40:21	許可としては、
0:40:22	A3 のページの左側で整理した上で、
0:40:27	Q d がどう考えてるかっていうことを書かないといけないのかなと思いましたので、
0:40:31	ちょっとフローとしては残ってるんですけども、ちょっと最終的表には、この原価の誘導ってのはちょっと落としきれていないと。
0:40:38	ただ、どう書くのかなと私今、考えてまして、
0:40:43	例えばざっくり言うと玄海の当該部位の裕度が今見ると、大体 2 以上ありますんで、
0:40:49	十分な安全性が確認できたとかですなさんの方でなんですけど、
0:40:57	ごめんなさい規制庁藤原です。ちょっとごめんねえと審査会合においてはこのパワポのみが出てくると私想定してちょっとお話をさせていただくと。
0:41:07	ところで、要は今の言った限界が 2 以上あるっていう情報が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:11	もしここにあったらなんか、そうですね。なるんですけど、ここでちょっとそこがちょっと見えなかったんで聞き、今聞ってるシライが、
0:41:19	要は私は、パワポの中です。分離がどうなのかっていうところだけ、
0:41:25	九州電力から入江です。今藤原さんからご指摘あったのっていうのはその耐震成立性を確認した、どうやって
0:41:36	間をつなぐロジックがちょっと抜けてますねっていうご指摘だと思んですけども例えば限界と同等の支持構造物とすることで、融度が、
0:41:46	原価融度が、応答比1を上回ることみたいなのその苦勞で流しているような、
0:41:53	内容を書いて、だから耐震性を満足する、だから耐震性を満足するということ何かしら説明のところに入れる。
0:42:01	というようなイメージでしょうか。ちょっとこちらからの逆質問なんですけども。
0:42:06	はい。衛藤規制庁インダですけど、裾そうですねそういうのも、やりようの一つかもしれないですね。私は単純にその50ページにそのフローが示されて、いや見通しは有するという流れがある中で、
0:42:18	じゃあこの51ページ、最初融度が、例えばこの分類Bでしたっけね、1.0。
0:42:26	4とかあるやつに対して本当にそうなの。
0:42:30	ていうところが、何かちょっとなかなかちょっとわかりづらかったんでもう少なくとも、数字じゃなくても何か文章なりともその、
0:42:37	うん。
0:42:53	九州電力八木です。すいませんちょっと空白の時間があって、
0:42:56	今50ページの右側のフローで、
0:43:00	限界の裕度と限界の応答比を比べて1以上かという小さいこういうことをしてるんですけども、
0:43:08	フロー的にこういうちょっと踏み込んだ検討をしている。
0:43:12	を示すのも手ですし、パワーポイント的に言うと、
0:43:16	支持構造を参考にした玄海の設備の同様の箇所が、十分な裕度を有しているかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:23	十分な裕度というところで例えば2以上あるかっていうような注意書きをした上で、
0:43:27	それであれば耐震安全性は限界とどうであれば満足で見通していうようなフローの流し方もあるのかなと。
0:43:35	ちょっと今、考えたんですけども、
0:43:38	それに関しては、
0:43:39	どうでしょうか。規制庁伏見です。真ん中、ウツミで聞く分には何か通りそうかもしれない。要は、丹治9電が何をしたかっていうのがわかりにくいそこはちゃんと書いた方がいいんじゃないかって言ってる技術だけです。はい。
0:43:53	そこはまた、
0:43:55	ご検討くださいっていうのが一つ。
0:43:58	あともう一つこの49ページの一番てっぺんの丸印の記載なんですけども、
0:44:05	記載は主語がへ、既許可の設計方針が変更不要であることについて、
0:44:13	コレコレコレコレで見通しを有することを確認。
0:44:17	有することを確認する。ちょっとまだ中身がよくわかんないですよこれだと。で、コメントNo. 21の回答資料これすごいわかりやすかったんですね。要は、
0:44:27	何ですかね、
0:44:29	タイトルもこの設計不要である。
0:44:32	ことっていうのは、何だろう、既許可の設計方針を変えなくても何か
0:44:38	要は見通しが買えない状態で、見通しがあるからず、変更不要ですっていう多分流れなんですよね。
0:44:46	これだとパワポの49だとあたかも、
0:44:49	何だろう。
0:44:50	見方によっては何か何か、
0:44:53	実績のないものを使えば、いや当然見通し有することもあるかもしれないし、もう単に記載だけなんすよね。
0:44:59	ちょっとこのコメントNo. 21の本と、ちょっと49のそのトーンの間てっぺんのトーンを持ち出した方が、
0:45:07	いいのかなとちょっと思った次第ですが、これ、いかがですかね。記載だけです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:14	以前に堀田です。衛藤先ほど私の方からご説明しましたコメント No. 21 の後 1 ポツ概要の最後の、
0:45:22	文章のところ、
0:45:23	で、
0:45:24	許可の設計方針を必要、変更する必要がないことを確認したって いう導入があった上で、スライド 49 ページの、
0:45:33	変更不要であることについてっていうふうにつなげれば、
0:45:36	いいのかなと思いますのでちょっと記載は検討しようかなと思 います。
0:45:42	規制庁藤間です。はい、わかりました。スズエ 49 ページは、結論 は多分、既許可の設計方針変更不要である。
0:45:50	その理由としては既許可の設計方針によって耐震安全性を満足す る見通しだと、多分、結論だけちょっと若干ずれてる気がしたん で、そこは改めてご検討ください。はい。
0:46:02	私から以上です。
0:46:05	他に質問のある方いらっしゃいますでしょうか。
0:46:18	それでは次のコメント No. 20 の回答資料、SD の設定根拠につ いて、ご説明をお願いいたします。
0:46:26	はい。そしたら、コメント No. 20 の改造仕様について説明しま す。
0:46:31	仙台 12 号機玄海 34 号機の SD の設定根拠についてまとめていま す。
0:46:38	1 ページ目まず概要ですけれども、
0:46:41	弾性設計用地震動の規制要件については、許可基準解釈の別記 2 等において、基準地震動とのオートスペックの比率の値が、
0:46:51	目安として 0.5 を下回らないような値で工学的判断に基づいて設 定することとされています。今回の SD 設定にあたっては、弾性 設計地震動の役割、
0:47:04	基準地震のエスワンが果たしてきた役割、それから、ジャックに おける発生確率について、それぞれ考察した上で、
0:47:13	今回係数を 0.5 を乗じることが妥当であると判断しています。
0:47:18	この資料については、今回、0.5 にした理由、それから、既許可に おいて 0.6 を設定した軽油、
0:47:26	及び、SD を追加することによる点検等への運用への影響につ いて、補足するものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:34	2 ポツ、
0:47:36	以降がその具体的な説明になっておりまして、今回、まず、0.5 を設定した理由について説明します。
0:47:44	今回の設定については、SDの役割、エスワンの役割、それから、発生確率について考察した上で、さらに、新規性で0.6 を設定した経緯も、
0:47:56	参考にした上で、0.5 を設定することとしていました。
0:48:01	しました。この背係数設定に関する
0:48:06	2 ポツから 2 ポツ 3 の内容については、川内玄海で、基本的に同じですので、ここでは川内を代表して記載しております。
0:48:16	まず 2 ポツ 1。
0:48:18	弾性設計用地震動SDの役割に関する考察。
0:48:23	こちら、
0:48:26	はい。
0:48:28	いいですか。はい。
0:48:29	弾性設計地震動SDの役割については、耐震審査指針、これ 18 年 9 月 19 日の原子力安全委員会決定において、
0:48:41	下のように記載されています。括弧書き、四角枠の中ですけれども、
0:48:47	弾性状態は、地震動が、
0:48:51	設備に及ぼす状態を明確に評価することが可能な状態で、このSDによって、概ね弾性限界状態にとどまることを把握することで、S <sub>s</sub> に対する、
0:49:02	機能保持を確実なものにするというのが、役割として記載されています。
0:49:08	少し上に戻りますけれども、こうしたSDの役割を踏まえると、S <sub>s</sub> に乗じる係数の設定によっては、基準地震動S <sub>s</sub> による、
0:49:19	地震力に対する施設の、
0:49:22	安全機能の保持の把握を確実なものにするという、SDの役割から乖離するものと考えられます。
0:49:30	下の、そこでも移りますけれども、
0:49:33	今回追加するSDⅢについて、係数0.5とした場合、それから0.6とした場合の、
0:49:41	スペクトルを作成しまして、企業の12と比べることで、妥当性について考察しています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:48	で、2 ページ、まず文章で説明しますけれども、
0:49:52	まず、0.5 とした場合のSDの応答スペクトルというのは、既往のSD12 と同程度の大きさとなっていますので、これが次のページに示した左側ですね。
0:50:05	左側の、
0:50:06	青い線が今回追加したSDⅢなんですけれども、
0:50:11	それが黒い
0:50:12	既往のSDと比べて同程度の大きさになっていると。
0:50:16	いうことを確認しています。
0:50:19	で、2 ページに戻ると、このSD12 に対しては、既工認において、施設全体が概ね弾性限界状態にとどまることを、
0:50:29	把握しているので、係数0.5 をし、
0:50:32	設定した場合のSD数については、
0:50:35	弾性設計地震動SDの役割を満たすものと考えられます。
0:50:40	一方、0.6 とした場合の応答スペクトルは、既往のSD12 を上回る、
0:50:45	注北井があります。また、すみません3 ページにめぐっていただくと、Bというところで右側、
0:50:53	右側青いラインを見ると、
0:50:56	SD1 に対して、短周期側は超えているという状況になっています。
0:51:03	戻りますけれども、2 ページに戻って、このため係数0.6 とした場合のSDⅢを基、
0:51:12	既設設備に適用する場合、
0:51:15	弾性範囲ではなく、概ね弾性範囲にとどまる。
0:51:19	概ねの部分が、対応せざるをえなくなって、弾性設計の意味を失う可能性がある、ということで、
0:51:28	つまりこの御既設設備に対するとまあそうなるんですけれども例えばその新設で設計する場合を、イメージするとわかりやすいんですけれども、 $S_s$ に対して機能保持ということは $S_s$ に対して、
0:51:40	耐震設計耐震構造を決定するということです。
0:51:44	このSDを、係数を大きくした場合に、SDの評価が支配的ななると、その場合、SDによって耐震構造が決定するといったような、その逆転現象が生じて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:55	従来、SD×2倍の地震力まで安全機能を保持できるという、
0:52:01	知見、
0:52:02	そういった前提を踏まえてSDの0.5というのが、
0:52:06	定められているんですけども、それがちょっと意味を失う可能性があると。
0:52:11	いうところでまとめています。
0:52:14	続いて4ページ目。
0:52:17	2ポツ2ということで、
0:52:20	従来、エスワンが果たしてきた役割に対する考察。
0:52:25	基準地震動Sワンは、
0:52:28	弾性設計地震動が規定される以前は、
0:52:32	耐震審査指針、旧耐震審査指針において、SとAクラスの耐震性を担保してきました。
0:52:40	具体的にはエスワンによる地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に耐えることと、ということが設計されています。この役割を踏まえると、
0:52:50	弾性設計地震動の制定にあたっては、
0:52:54	旧基準地震動Sワンのスペクトルを概ね下回らないように係数設定を行うことがあります。で、1ポツ1はその0.5の、ケースの観点でしたけれどもこっちはそのスペクトルの、
0:53:06	大きさ比較に下回らないようにする必要があると考えています。
0:53:10	今回、0.5とした場合のSD水の応答スペクトルは、先ほどの図1に示す通り、基準地震のSRのオートスペクトルを包絡していますので、諏訪が果たしてきた役割というのを十分満足すると考えています。
0:53:26	それから、2ポツ3というところで、これ発生確率に対する考察をしています。
0:53:33	耐震設計においては、荷重の組み合わせについて、そのJ E A Gに基づいた確率的な考慮がなされております。
0:53:42	このうち、基準地震動Sワン
0:53:45	弾性設計し、地震動SDに相当する地震力の発生確率としては、10のマイナス2から5掛け10のマイナス4乗炉年とされています。
0:53:57	こちら、衛藤元現状の耐震設計の方針において、玄海、川内に12号機については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:06	既往のSDの発生確率として10 <sup>-3</sup> から4乗ということで、条約に比べてちょっと1桁小さい始まりなんですけれども、
0:54:17	次アックの発生確率をそのまま適用していると。
0:54:21	で、今回、
0:54:24	追加する。
0:54:26	すでについて係数を0.5とした場合、及び0.56とした場合のオートスペクトル等ハザードスペクトル比較図を図に示しています。
0:54:38	出ずに、5ページをめくっていただくと、左側が0.5とした場合、今回申請、右側が仮に、0.6とした場合の、
0:54:48	ハザードを示していますけれども、いずれにしても、10のマイナス3から4の、このレンジの中に収まっているという状況です。
0:54:57	これを踏まえて、4、4ページに戻りますけれども、0.5とした場合のSDの発生確率は、10のマイナス3乗始まりということで、現行と同程度、
0:55:10	弱4601の
0:55:13	エスワンの発生確率に対して十分保守的な考慮がなされていると考えています。
0:55:20	で、続きまして6ページ、6ページは、既許可でなぜ0.6を採用したかという経緯について、
0:55:28	記載しています。
0:55:30	既往の地震動については、先ほど述べた2ポツで述べた弾性設計地震動SDの役割に対する考察だけでなく、
0:55:41	新規制当時の対応状況を踏まえた上で、玄海川内ともに一律の係数0.6を設定しました。
0:55:48	ここで紀陽のSDに対して、仮に0.5を設定した場合どうなるかというスペクトル図を第3図に示しています。
0:55:59	こちらなんですけれども、まずだけだと、限界はちょっとわかりづらいかもしれませんが、
0:56:07	1ポツで、文章で説明しています。
0:56:10	仙台12号機については、0.5を仮に設定した場合、
0:56:15	SD湾については、エスワンを包絡しますSD I Iについても、概ね包絡する。
0:56:22	ほぼ包絡していると。このため仙台だけを取ると、0.5でも設定可能であったと考えられます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:29	一方の玄海 34 号機ですけれども、0.5 のケースを仮に設定した場合、SD 湾については、完全包絡します。SD4 についても、
0:56:40	数案を概ね包絡する。
0:56:43	しかしながらそのSD23号については、
0:56:47	旧エスワンを下回る周期体があると。
0:56:51	このためそのサイト一律の係数を設定する場合、玄海全体を見たときには、0.6 が適切であろうと考えられます。
0:56:59	この玄海川内の
0:57:02	係数設定の公差Ⅱの通り、既往のSDについては、サイトごと、またSD地震動ごとに異なるケースを設定することも可能だったんですけれども、
0:57:13	新規制対応時は、設置許可審査と設工認が並行して進められておりまして、
0:57:19	限界線と合わせて、同時に那覇の検討を進める必要がありましたので、
0:57:25	計数の取り違えの防止、それから、すでに設工認側では0.6を先行して検討を進めておりましたので、評価の効率化という、当社の都合の観点から、
0:57:37	仙台 12 号機ともに、一律の係数を 0.6 に設定したという経緯があります。
0:57:45	最後に、8 ページ移りまして、
0:57:49	こちら 4 ポツということで、点検等への運用に、
0:57:54	影響あるのかという観点で記載しています。
0:57:59	SD の追加に伴う地震発生後の点検等に関する運用への影響を確認するために、総合点検の判断基準と原子炉トリップ信号の設定値について、
0:58:10	確認しました。その結果、
0:58:13	いずれもSDに基づいてないということを確認しましたので、今回申請に伴う運営の運用への影響はないことを確認しております。
0:58:21	具体的に、
0:58:22	江藤一つ目は総合点検の観点ですけれども、
0:58:26	仙台 12 号機 34 号機ともに、社内規定に基づいて、最寄の気象観測点で震度 5 弱以上観測された場合に、点検を実施することとしています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:37	これらの総合点検の判断基準というのは、気象庁が発表する深度に基づいているため、SDには影響はありません。SD追加による影響ありません。
0:58:47	それからもう1個、トリップ信号については、弾性設計地震動SDよりも十分低い値として、1000台160ガル。
0:58:56	限界170ガルに設定しています。このため、すでに追加による影響はないと。
0:59:02	いうことを確認しています。
0:59:05	最後にまとめということで、今説明した内容をまとめていますけれども、
0:59:09	SDの制定にあたっては、SDの、
0:59:12	役割を、役割等を踏まえた上で、今回、
0:59:17	設定する係数は0.5が妥当であると判断しています。紀子起業家において係数0.6を設定した経緯については、再稼働。
0:59:27	対応時のその状況も踏まえた上で、1日の係数を0.6としたと。
0:59:32	今回、なお書きですけれども、
0:59:36	地震発生後の点検等に関する運営の医療への影響については、SDに基づいてないということを確認しましたので、運用への影響はないということを確認しております。SDの
0:59:48	コメントNo. 20については以上です。
0:59:52	規制庁佐瀬ですただいまの説明について質問等ある方いらっしゃいますか。
0:59:56	規制庁の矢崎です。
0:59:58	全般的な今説明した中で、規制側の判断としてですね、
1:00:05	またサイトウなんすけど、審査実績を踏まえても、
1:00:09	川内玄海ともに、
1:00:11	結局SDにおいてケース0.5で十分、SDの役割を満足している。
1:00:19	ので、
1:00:20	必ずしも保守的に設定された評価の係数0.6にとられる必要なく、
1:00:26	係数0.5を新たに採用しても、不合理な点は見当たらないというふうに、
1:00:32	ミイの話を前回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:34	されるのかなということで話し合ったときの結果としてですね、思っていたんですが、そこでちょっとですね、いくつか矛盾があって、
1:00:43	6 ページの 3 ポツの、
1:00:46	二つ目のポツ。
1:00:48	限界さっきありましたけど、玄海 34。
1:00:51	に関しては、0.6 最終的に 0. キクカワも、
1:00:55	だから、
1:00:56	の 0.6 適切であったと思うんで、ただ仙台に関しては 0.55 度の設定も可能であったっていう話になってるんだけど、
1:01:04	それだと、今のお話、
1:01:07	表した最終結論。
1:01:10	我々の判断基準になるんですけど、
1:01:12	素行等は矛盾しちゃうんですよね。
1:01:15	それでよろしいですか。で、
1:01:17	実際にね。
1:01:19	前回、次の 7 ページで見たときに、図 3 は、
1:01:26	多分玄海川内どっちも同じ状況なんすよ、概ねとらね、包絡できてるっていう状況を考えると、
1:01:32	だから、
1:01:33	限界が 0.6 が適切だった千田今田店 6 が適切だって言わざるをえなくて、
1:01:38	私が
1:01:40	以前、
1:01:41	審査した高浜はどっちかっていうと、
1:01:43	原価みたいな状態で、
1:01:45	0.5 で概ね、
1:01:48	包絡できてると。それは、例えば、S、
1:01:52	S Bワン。
1:01:55	これ S D4H ってその他のものも含めて包絡線から考えてみれば、
1:02:00	全部ほ。
1:02:01	全般で包絡ゼンシュウたい方が増えてきているので、概ね、
1:02:05	言ってるんですよね。そういった観点からすると、谷川しかない。
1:02:10	川内も同じことが言えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:12	だから結局、
1:02:14	同じ結論になるんじゃないかと、片方だけ違うという結論にはならないんじゃないかと思うんです。そこいかがですか。
1:02:37	九州電力の小松江崎さんおっしゃる通りですね、玄海で言いますと、SSに生産というのが
1:02:45	結局断層モデルで決まった地震動ですのでヤマダには結構激しくて、これを完全に包絡させようと思うと、0.6でも包絡できないっていう状態です。
1:02:58	そうですね、はい。
1:03:05	はい。
1:03:27	わかりました。
1:03:29	ただ、
1:03:30	ちょっと前回のちょっと考察をですね、ちょっと仙台にそれより上、ちょっと修正したいと思います。
1:03:40	規制庁の江崎です。修正されるということで川内と玄海と岡野高浜をミヤマオオイワちょっと忘れちゃいましたけど、
1:03:48	基本的には観点だから同じような考え方にロジックに則ってると思うんですよね。
1:03:54	大体地震動もそんなにクマザカ断層とか何かわかんないところが多いんで、ミヤマは白木ウタ違うでしょうけど、それから考えれば、そんなに大きく変わらないと思うんで、ロジックとして、
1:04:05	先行サイトで我々もそれはもう認めてきてるので、今更判断基準は、ご質問はありませんので、
1:04:11	その辺は川内玄海に一応何か、
1:04:14	記載の水素があるので、その辺はそちらの判断基準がぶれていないということを示していただきたいということで記載は、
1:04:22	技術充実または適正化していただきたいと思います。
1:04:29	もう一方ですね、2ページ目に戻ってもらって、
1:04:34	ここ
1:04:36	言った時にですね、
1:04:38	前回、私としては既往のS s企業っていうかS s & S IIとSD IIIを比較してくれたと思うんですよね。
1:04:48	そういった観点で行っていかないと、この話の文章、最終段の弾性設計用の意味を失う可能性があるっていうのは、
1:04:58	ちょっと説明性がないんじゃないかなと要はSDとSDを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:03	比較して、
1:05:04	ほぼ等価なので、妥当かじゃないか超越してるか、
1:05:10	弾性設計の意味があるかないかっていう話にはならないと思うんだよね。
1:05:14	そしたらこの次のページの3ページで、今も説明の、
1:05:19	ということで揚げ足取られちゃうと、取るとしたらね、Aの0.5とBの0.6っていう方をね、
1:05:27	確かに更新の数でちょっと大きくなって大きいから駄目だって話で、弾性設計を、の意味を少なくって話じゃないので、
1:05:35	それからすると、
1:05:37	0.6でもよかったじゃないかって話。
1:05:39	揚げ足取りの人が行って、ゆされればそうなる。
1:05:44	はずなんですね。
1:05:45	そうしなさいって言ってるわけじゃないんだけど、
1:05:48	少なくとも、うん。しょうがないんで私、ちょっと、
1:05:53	加賀アノ等に、
1:05:56	当社バンカーにやってみたんですけど、確かに
1:06:02	SDさんへつって、
1:06:06	SSIHと比較すると施設の位置が全然包絡されちゃいますよね。一方で、
1:06:12	SS。
1:06:14	2H。
1:06:15	に関しては、多分0.1秒のところ結構、
1:06:19	越智冒頭加速度が落ち込んでるところもあるので包絡されてるんですよね。
1:06:25	逆に、SD3HがそのSS。
1:06:30	2Hを上回ってる周期体もある。
1:06:33	ということは
1:06:36	SSの上限と下限の中に、
1:06:39	一部の周期体で、
1:06:41	SD3Hが入っていると。それも、
1:06:44	一番大事な0.1秒のところ辺りで、
1:06:47	0.150. 1秒から0.2秒ぐらい数台転用ぐらいですかね。
1:06:56	あちょ、
1:06:57	ごめんなさい、0.0、0.1秒ぐらいですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:03	そっちもちょっと手書きのヒトミせますけど、
1:07:06	ちょっとこっち。
1:07:07	うん。いや、机をやらせればいい。はい。
1:07:11	いや、だから、オレンジ色で書いてあるのが、大体、
1:07:16	スケールアップして書いたやつだから、そんなしてないけど多分これね。
1:07:23	一番ね、設備の、
1:07:25	卓越周期として一番重要なところ。
1:07:28	基本的には、
1:07:29	逆転してるんですよ。
1:07:33	こういうことを、島根の方で、
1:07:36	阿比留さんっていう名前出しちゃいますけど、言われていて、説明を受けました。
1:07:40	そういうことからすると、
1:07:42	じゃあ、
1:07:46	いわゆるS s 2H-3Sで設計できるんですか。
1:07:52	という話、それを要求、
1:07:55	振る。
1:07:56	ような地震動としてとらえるんですかっていう話、それはあまりもう合理性がないんじゃないですかって話があって、
1:08:03	そういった話もあってもともとその彼らのところエスワンが大きいんで、0. 全部包絡させてしまうと0.6にしない、しないといけないと、そうすると、やっぱり
1:08:14	かなりエスワンS s 金の分にSDが近似していってしまうと。
1:08:20	そうすると設計の許容限界はどうすんですかって話で、
1:08:24	じゃあ、
1:08:25	SDに対しても4A4sってわけにいかないでしょうと、3Sとしてならば、同じようにそれはどういうことを意味してるかっていうS sに対しても3Sを求めていることと一緒なんですよと。
1:08:36	それは設計として不合理だと私は思いますと。
1:08:39	なので、0.5とさしていただきますっていうのが、島根の言い分でした。それは一つの審査実績でもあるので、
1:08:47	そういった意味からすると、今みたいな話だと。
1:08:50	にかなっているなっていうふう、ある種思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:54	今回の予算通すSDと比較して、弾性設計、大きいか小さいかで、弾性設計として意味があるかないかってのはちょっとそこでは、
1:09:03	SDと比較するってということ自体が判断基準にはちょっと私としては、
1:09:08	ちょっとならないんじゃないかなと思っていて、ちょっと説明としては、その説明、十分じゃないっていうか、もうちょっと合理性が欠けてるなと思います。この辺いかがでしょう。
1:09:18	九州電力八木です。大井エザキさんのおっしゃりたいことを理解しました。ちょっと我々のちょっと、
1:09:26	なんすかね。今回の資料の観点で抜けてるところあるなと今私思ってます、確かにS <sub>s</sub> 、限界の方に1から5であれば、すべてに4S要求がありますと。
1:09:37	で、今回新しく作るSDがもともとのS <sub>s</sub> の同じS <sub>s</sub> じゃない。背番号オチアイ説と比べたときに、仮定SEOSD他の係数倍してSDが、
1:09:49	3S要求のところ、波が逆転してキョウチがてれこになってるところっていう観点がちょっと我々抜けてまして。
1:09:56	特にその観点をもってすれば、特に波が多い限界もともとちっちゃいところとかは、
1:10:00	確かにそういう意味での不合理さっていうのは出てくるのかなと考えてますので、ちょっと急ぎ確認させていただいてまた、
1:10:09	そうですね。
1:10:10	そうですね仙台もにはなんですけど、おそらく谷とかもありますんで、再度、急ぎ確認させていただいて、
1:10:32	わかりました。ありがとうございます。
1:10:38	規制庁立場です他に質問、藤原さんお願いします。
1:10:44	規制庁藤原ですこのコメントNo. 20 回答資料の8ページの、
1:10:51	地震発生後の点検に関する運用への影響というところで、ちょっと設置許可の添付書類8の方に、確か、
1:11:01	原子炉トリップの何か設定のところっていうのがあったと思うんですけど、
1:11:07	そこに何か確か、SDを出しながら十分な余裕を踏まえてみたい記載ぶりがあったかと思うんですけどそれと、
1:11:16	これ何ですかね一応そういう記載はあるものの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:21	基づいていないっていうことの、ちょっと意味合いがちょっとその点発の記載というところちょっと関係がわからなかったんでその辺ってどんな感じなんでしょうかね。
1:11:40	九州電力八木でございます。その記載のほうは、ちょっと確認させていただきますすいません。で、これ基づいてないと、記載してますのはこの160ガルと170ガルといいますのが、
1:11:52	もともと仙台はSOS通の前の地震でSA地震というのが180ガルというのがありまして、
1:12:00	ソテーに0.9を掛けた数値をそのまま使っていると。
1:12:05	玄海の方もエスワン189に対して0.9で、この数値を決めてまして、その運用を再稼働の時はずっと変えてございませんので、そういう意味でちょっと裏を調べるとSDってこれが決まってないというところで基づいてないという、
1:12:18	記載にさせていただいてますちょっと転売指導の繋がりは確認させていただきます。
1:12:23	はい。衛藤規制庁以上です。わかりました。ちょっと、そうですね160という設定のの根拠は新しく新規制基準SDとは、リン、直接
1:12:35	説明は変わってないかもしれない一応申請書の添付書類8で、書かれてることはちゃんと何がしか書いた上でやっていただきたいと思います。はい。以上です。
1:12:47	規制庁土佐です他に質問等ありますでしょうか。
1:13:16	残り規制庁田代です。残り提出ここまで説明いただいて他に説明する資料等ありますでしょうか。
1:13:27	九州電力からエリアです。資料としては以上になるんですけども、冒頭、えっとですね、
1:13:35	8月29日のヒアリングで、42条43条の整理、特重施設が、他のDBSAに悪影響を及ぼさないことの設計方針を、
1:13:47	どの逐条で整理するかという観点で、九州、当社は伊方と異なる43条側で整理しているという説明で、これは既許可からそうですと。
1:13:58	説明したんですけども、調査した結果、結果ですね、一部その誤りがありましたので、訂正させていただければと思います。
1:14:25	九州電力笠野でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:29	条文の整理のところの特重施設に関する悪影響の防止の整理として42条で整理するのか43条で整理するのかというところですが、
1:14:40	まず事実ベースです。事実ベースですけど、
1:14:46	弊社の中、玄海原子力発電所の特重
1:14:51	施設の設置、
1:14:52	に関わる町とか、
1:14:55	に関してのみ、43条で整理しておりまして、川内については42条側で整理をしている。
1:15:03	という状況でございます。他電力に関しましてもあと43条で整理している電力さんはいらっしゃらなくて、
1:15:11	他のすべて42条側で整理をしている冗長でございます。
1:15:17	状況もちょっと、前回に関してもちょっと詳しく言いますと、
1:15:22	前回の特重施設設置のときの設置変更許可なんですけど、申請時においては、42条側で整理をしまして、
1:15:32	途中の1回補正をかけてますけどその補正のタイミングで43条側に、
1:15:37	記載を悪影響防止に関する記載を切り分けているような状況になります。
1:15:44	社内の議事メモであったりとコメントリスト等をちょっとさかのぼって確認をしたのですが、指摘事項として、ちょっと何回かやりとりをさせていただいてる状況ではあったんですが、
1:15:57	最終的にアップ防止を要求してるものっていうのは43条の、
1:16:02	SA設備、
1:16:03	野間幼虫事故、
1:16:06	として、特重施設も、SA設備一瞬ですので、
1:16:10	そこに対する内容というところで43条側に記載をするような流れになったのかなと思っております。
1:16:19	そういう状況を終えてまして、弊社、九州電力としてはその限界での指摘事項。
1:16:26	というのが最新の、
1:16:28	状況ですので今回についても、
1:16:32	43条側で特重施設の、に対する悪影響防止っていう観点に関しては43条側で整理をさせていただいているという
1:16:41	ところになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:42	で、
1:16:45	なおなんですけど、実際に記載してある事項としてどういうふうな
1:16:51	設定をしているというか適法性の記載事項に関しては特段違いはございません。
1:16:58	説明としては以上になります。
1:17:02	規制庁タシロで説明ありがとうございます今の点について質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:17:10	規制庁の尾野です。説明ありがとうございます確認なんですけれども、
1:17:14	今までのヒアリングで、清千田については、あれでしたっけ。条文適合性か何かの資料で、42条がバツになってたやつを、
1:17:28	42条、丸になって、
1:17:32	先行プラントと一緒に悪影響については42条でありますので、限界については、
1:17:38	既許可の一貫性をとって
1:17:47	許可の時点で、悪影響の
1:17:51	規則の解釈とかで書いてあるところ、SAの関係で書いてあるのもうそれは43条にまとめてしまっているなのでその方針は限界は、他のプラントと違うけれども、そこは一貫性の観点で、43条で整理していると。
1:18:06	いうふうに川内と玄海ちょっとその整理する条文が違うんだけど、その許可の方針になっていきますっていうことで、委員ってことですよ。
1:18:17	すいません、九州電力、笠野でございます。ちょっと
1:18:21	川内川が若干、先ほど尾野さんがおっしゃられたことと、
1:18:27	違ってまして1とかでは42条整理だったんですけど、その後審査実績として玄海側で内田コメントアノ
1:18:36	弊社としては最新で受けたコメントというところで、条文の整理としては43条側で整理をするという形に、
1:18:44	CEOと思っているところです。
1:18:48	仙台についても45三条側で整理をするような形。
1:18:54	にしようかなと思っているところです。
1:18:57	規制庁の尾野です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:59	それはあれですか今回の1の標準応答スペクトルで、玄海と仙台一緒にするっていうことですか。
1:19:07	その認識で大丈夫です。
1:19:16	規制庁の宇津です。そうすると、申請書の
1:19:21	記載っていうのは全く変更しないで、適合性方針の説明だけ変わるっていうことですか。
1:19:29	自主事業笠野です。そのような認識でして記載自体は変わってなくて記載をしている。
1:19:37	箇所が変わるような形にはなるかなと思います。
1:19:43	規制庁の江サノだからあれですよ申請書の記載自体は、別に何も変わらなくて、
1:19:50	申請書の時、唯一変わるとしたら適合性方針の説明のところの記載が今回43条側の整理になって42条が出てこなくなるっていうことだけですよね。
1:20:02	九州電力笠野です。そのご認識で問題ありません。
1:20:08	規制庁野呂ですわかりましたありがとうございます。
1:20:15	規制庁タシロです。他に、質問等ありますでしょうか。
1:20:20	宮尾ですけどいいですか。
1:20:22	お願いします。
1:20:24	あれ今尾野君が言ってた今のところちょっともうちょっと、ちょっと今決めるっていうよりちょっと私もその状況がわかんないからあれなんだけど、ハザードしか今回変わってないので基本的にはその既許可を踏襲するっていう前提なんだけど、
1:20:38	今はそのどっちかに合わすとかっていう、今回の審査で合わすとなると、キクカワを変えるって話しっぽく聞こえちゃうので、
1:20:46	それって、今の多分審査スタンスとちょっと違うような気がするんだけど、ちょっと意図が多分九州電力の人が違うんであれば、少しよく確認した方がいいかなと思うんですけどいかがですかね。
1:21:15	九州電力笠野でございます。ちょっとすいません確認なんですけど実査自体、具体的に記載している事項自体が変わっていません。
1:21:26	上どこの条文に書くかというところ、変わるっていうことになるとそれは内容が変わってるのと、同じような意味合いになるので今回の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:35	震源特定せずの審査で、改めて内容が変わってしまってるっていうような、
1:21:43	こと。
1:21:44	おっしゃられてるっていうことでしょうか。
1:21:48	宮です。ちょっとそこまでの認識は特にないんだけど、そのまま本文変更ありません。添付変更ありません。だから基本設計方針変更はないんですけど、今何か整理だけを変えようとされてるので、
1:22:01	多分それが、今、先ほど大野が言ったように、全体的な方針に関わるのところまでか。
1:22:09	変えようとし、だから岩田氏ってのはその補足とかその部分では変わるんだけど、それがテンパチじゃ天変地異かわかんないけど
1:22:19	店舗事項に本当に影響がないのかとかっていう確認が必要になってくるんだと、若干話、今の現状で説明で判断できないなと思ったところなんですけど。
1:22:35	明センミョウ笠野です。
1:22:42	その点申請書に対する影響という意味では添付書類8の中で逐条評価を記載しているところ。
1:22:49	添付書類8の1章の終わりのところなんですけど、
1:22:53	その記載繰りが地オカと変わってくるっていうところは、
1:22:59	ある、どの条文に対して記載をしているかっていうところは変わるかなと思ってます。
1:23:07	宮尾です。だからその場合だと、要は店舗が変わるっていうことになると、変更、本文が変更にならないで方針の変更ではないんだけど、何らかのテンパチを変えるっていうことになると、
1:23:20	今、今まで説明受けてた内容と、ちょっとツジつけてた内容とかその、今まで既許可で、特重チームで確認してた内容を変えようとされてるのでそうすると我々としてもそれがいいか悪いかって、
1:23:35	簡単には判断できないところもあるので、そこを上手くしなきゃいけないって言ったわけなんですけど。
1:23:45	J末広笠松です。ご趣旨は理解しました。
1:23:53	すいません九州電力の田添です。ご趣旨をちょっと言われたことを理解した上でちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:59	社内です、どういふに整理していかっていのをまた考えて、ご説明、改めて、
1:24:06	させていただきます。で、今言われたのはやはり、
1:24:11	号機傾斜としての考えと号機としての考えサイトとしての考え方っていのがそれぞれ多分あって、どちらに合わせるかっていうところもあると思うんですけども、説明の一貫性中、
1:24:24	といいますかその審査の中で説明した、来た流れとしてはやはり
1:24:29	サイトウで説明したものを、
1:24:32	また変えにいくのはちょっと難しいのではないかという認識を持たれているということでよろしいでしょうか。
1:24:40	網野ですけど難しいというよりは、その程度がわからないので、
1:24:45	極端に言えば、
1:24:49	記載の適正化という整理で済むものもあれば、考え方自体も変わるんであれば、それはそのプサイトで判断した時点とまた今回の時点で変えるっていうことになるので、
1:25:02	そこの部分を回す、合わすことが今、優先かどうかっていうのも含めて確認した方がいいかなと思っただけです。
1:25:10	わかりました。ありがとうございます。
1:25:15	はい。私は以上です。
1:25:17	規制庁田代ですその他、質問等ありますでしょうか。
1:25:23	それでは今回あの説明いただいた資料全体に対して、質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。
1:25:35	なければ本日のヒアリングの方をすね終了としたいと思います。
1:25:41	結晶電力の方から何かありますでしょうか。
1:25:45	すいません九州電力から言えですけども、本日いただいたコメントなんですけれども、急ぎ反映しようと思ってるんですけども、資料提出の時期とか、そういったスピード感をちょっと
1:25:57	教えていただければと思うんですけども。
1:26:07	規制庁田代です。一応、すでに連絡しておりますけれども、今後のスケジュールについて
1:26:13	9月25日に提出予定ということで調整させていただいておりますので、ご準備の方よろしく願いいたします。
1:26:22	宮本ですけどいいですか。
1:26:24	お願いします。
1:26:29	本来はもう今日でセットして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:31	すべきかなっていうところもあったんですけどもちょっとコメント出てるので、ただ、今田代が言ったように 25 に提出とかそういうのはあるんですけど、
1:26:41	資料の確認が必要なので、やっぱり今週中には 22 には出して欲しいかなっていう、思ってるんですけど間に合いますかね。
1:26:52	九州電力入江です。はい。今週中に提出するようにいたします。
1:26:59	はい。私は以上です。
1:27:24	それでは質問なければ本日のヒアリングの方を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。